

松 山 大 学 論 集
第 20 卷 第 4 号 抜 刷
2 0 0 8 年 10 月 発 行

講義支援システムの拡張と運用

伊 倉 渡 藤 澤 辺 信 生 幹 哉 雄 典

研究ノート

講義支援システムの拡張と運用

伊 藤 信 哉
倉 澤 生 雄
渡 辺 幹 典

はじめに

本稿の筆者である伊藤・倉澤・渡辺の3名は、2005年度より「講義支援システム」の構築と運用を続けてきた。2006年度には、それらの成果を継承し、前年度の時点で明らかとなったさまざまな問題点の改善を図りながら、システムの拡張に取り組み、今回の試験的プロジェクトに関して、一定の結論を出すこととなった。

本稿では、これら一連の経緯について報告するとともに、2005年度の研究報告¹⁾では触れることのできなかった、新たに浮上した幾つかの問題点についても取り上げることにする。

一方、われわれは上記のシステムの運用と並行して、法政専門科目の講義において、コンピュータを別の形で利用する手法についても、研究することにした。そのため法政専門科目の特殊講義として、あらたに「法学エクササイズ」を開講し、それを履修する学生の協力も求めつつ、その有効性についての研究をおこなった。本稿では、末尾の「付論」において、この「法学エクササイズ」の概略についても報告することとする。

なお本稿は、2006年度松山大学教育研究助成の成果の一部である。

1 前年度の概況

2005年度から稼働を開始した「講義支援システム」に関しては、すでに別稿で詳しく紹介しているが²⁾ここでは、その概要を再説することにした。

講義支援システムは、本学の学内サーバーに開設されたウェブサイトを通じて、講義の進捗状況や、学生への連絡事項など掲示するとともに、PDF形式に変換した配布物（レジュメ、プリント）などを、学生が自由にダウンロードできるようにしたシステムである。このシステムを利用する科目を履修する学生は、それぞれ、科目別に設けられたページにアクセスし、必要な情報を随時、取得することができる。

このシステムを利用することにより、学生にとっては、就職活動や教育実習、あるいは病気などのため、已むを得ず欠席した講義について、あとから自主的にフォローできるという利点がある。一方、教員の側も、このシステムに配布物を登録することで、いちいち過去のレジュメを保管しておく必要がなくなり、欠席者にたいしても、連絡事項などを周知することが容易となる。また、講義時に実施した小テストの正答、解説を掲載することにより、講義時において、小テストの解説に割く時間を短縮することができるとともに、詳細な解説を文書として学生に提供することが可能となる。

本システムは、2005年度の前期から試験運用が開始され、法学部が開設する「法政専門科目」のうち、「政治外交史Ⅰ」や「民法Ⅰ」など12科目が、また全学共通教育科目では「政治学概論」が、本システムを利用していた。

本システムの設計と実装については、本稿筆者のひとりである伊藤が担当した。また法学部の有志学生数名が、本システムを運用するための任意団体「法学部学生サポーター（DOR）」を組織し、システムを利用する科目の担当教員らと協働しつつ、日常的な運用を行った。

2005年度における、本システムに対する評価であるが、これを利用する科目を履修した学生たちからは、おおむね好意的に受け止められている。また、

過去や他大学にあまり例のない試みということもあって、2005年の春には、マスメディア（読売新聞やNHK）でも紹介された。しかしその一方で、システムの運用がきわめて煩雑であり、科目ページの更新作業に、相当な時間と知識、技能を要することが判明した。また当初の見通しとは異なり、教員側の負担も、さほど軽減されないといった問題点も浮上した。

2 浮上した問題点

このように、初年度の講義支援システムは、それなりの成果は挙げたものの、決して完全なものだったわけではない。具体的に列挙すると、以下のような問題点が浮き彫りとなった。

1) システム運用の煩雑さ

本システムは、最初の設計の段階で、「利用する学生に特殊な技能や知識を要求せず、なるべく簡便にアクセスできること」を目標の一つに掲げていた。そのため、インターネット上に開設したウェブサイトには、通常のブラウザでアクセスするだけで、講義にかかわる情報を取得できるようなくみを採用した。

しかしながら、そのような簡便性を実現するため、システムを運用する側（教員および有志学生）は、講義のたびに、当該科目のウェブページを書き換えてゆく必要が生じた。また配布物のデータなども、あらかじめ決められた手順にそってフォーマットを変換し、サーバーに転送するなどの作業が必要となり、日々の更新のたびに、それなりの時間と手間を求められた。さらにウェブページを書き換えなどに、HTMLに関する一定の知識と技能を要求されたため、そのような知識を持つ特定の学生に、作業の負担が集中するといった弊害も生まれた。

とくに2006年度からは、本システムを利用する科目も増加したため、日によっては7科目を更新しなければならないような事態も生じた。そうなる、

たとえば1科目の更新に15分を要するとすると、その日は2時間近くを、更新作業だけに費さなければならない。しかも、連絡事項などの入力に際して、誤入力などのミスは許されないため、作業の正確さと集中力も高い水準で要求される。

このような、一定水準の技能と集中力を必要とする作業を、ボランティアで参加する学生たちに、連日要求するのは、いささか酷である。そのため、何らかのかたちで作業の省力化を図らねば、システムそのものの運用もおぼつかないという状況に陥った。

また教員の側にも、システム運用の煩雑さが負担となっていた。その最大のものは、科目ページに掲出すべき内容や配布物のデータを、その都度、DORの活動場所（東サークルボックス）まで届けねばならないという点であり、講義が連続した場合などは、しばしば届けるのが遅れ、更新作業に支障が生じることもあった。

2) 円滑な運用体制の維持

上記と密接に関係する問題であるが、システムの継続的な運用を実現するために解決せねばならない問題のひとつに、運用作業を、いかに円滑で確実なものにするかという点があった。

前稿にも記した通り、HTMLページの書き換えや、FTPプロトコールによるサーバーへのファイルの転送などは、以前よりも遥かに容易になっているとはいえ、コンピュータにさしたる関心を持たない、一般的な学生にとっては、いささか荷の重い作業である。そのため上述した通り、どうしても、パソコンに親しんできた特定の学生に、作業が集中することになるが、たとえばその学生が就職活動などで一定期間、活動から離脱してしまうと、たちどころにシステムの運用に支障が生じてしまう。さらに（これも前稿で触れたが）、学生は通常は4年で卒業してしまうため、教員の側は、システムの運用に協力する意思をもつ人材の確保に関して、恒常的に不安を抱えることになる。

また今回の実験プロジェクトでは、そのような事態は生じなかったが、システム運営に参加する学生の間で、感情的な仲違いが生じるなどした場合、場合によっては、システムの運営にも支障が生じかねない³⁾。

3) 著作権をめぐる問題

3つめの問題点は、本システムと著作権の関係である。これも具体的な紛議を生じたわけではないが、システムに参加した教員の方から寄せられた質問がきっかけとなり、あらたに浮上してきた。具体的には、本システムに登録するデータのうち、著作権が第三者に属するものの取り扱いについて、どのように考えるべきか、というものであった。

周知のように、第三者が著作権をもつデータは、原則として無断で複製・配布することはできない。大学をはじめとする教育機関において、それが許されるのは、著作権法（第35条）に定められた、特定の条件を満たした場合のみである。

そして教員から寄せられた質問とは、2004年1月に改正された著作権法により、教育機関における他者の著作物の複製に関して、「学習者による複製」や「遠隔地での授業への公衆送信」などが、著作権者の許諾を得ずに行えるようになったことと、本システムとの関係であった。かりに「遠隔地での授業への公衆送信」が許されるのであれば、本システムに、第三者の著作権を含むデータを蓄積・配布したとしても、法には触れないのではないか。そしてそれは、学生と教員の双方にとって、有益ではないのか。

そこで筆者らはこれらの問題についても、あらためて検討することとなった。

3 2006年度における改善策

検討の結果、上記の問題点に関して、われわれは、それぞれ以下のような改善策を講じることとした。

1) システム運用の煩雑さ

本システムを利用する科目数が増加したことで、運用に関わる学生の負担も増加するのであれば、それを改善するには、2つしか方法がない。すなわち「システムを利用する科目数を制限する」か、それとも「科目あたりの作業量を減らす」かである。しかし、前者は採りがたい策であるので、われわれは後者、つまり「科目ごとの作業量の削減」によって、この問題を打開することにした。

具体的には、2005年度にシステムの設計と実装を担当した伊藤が、更新作業の内容を根本的に再検討し、作業量を減らすための方策を練ることになった。そして検討の結果、「HTML ページを半自動的に書換えるスクリプト」を作成して、これを更新作業に全面的に導入することにした。

このスクリプトは、2005年度の終りごろから試験運用を開始し、2006年度から本格的に稼働させている。これにより、更新作業を担当する学生は、メニュー画面から更新したい科目を選択し、あとは画面の指示にしたがい、マウスのクリックと必要事項を入力するだけで、当該科目のHTML ページが、すべて自動的に書き換えられるようになった。そのため、学生にはHTML 文法などに関する特別な知識も必要なくなり、マウス操作と、キーボードによる文字入力さえできれば、誰でも科目ページの更新作業を担当できるようになった。さらにスクリプトの導入により、行うべき作業内容が、すべてモニターに表示されるようになったことから、印刷された作業マニュアルも不要となった。その結果、当然ながら科目ごとの作業量も激減し、1科目を更新するのに、早いときは2、3分で完了するようになった。

一方、教員側の省力化に関しても、新たな体制が導入された。それは、昨年までのように、教員がサークルボックスまで、直接更新データを届けるのではなく、学生の方が教員の研究室を巡回し、データを回収するシステムを導入したのである。これにより教員の側も、データを研究室のメールアドレスに入れておけば、あとはそれを回収した学生が、すべての処理を行うようになったため、省力化のメリットを享受できるようになった。

2) 運営組織の拡大と活動の円滑化

次の「システムの運用を、いかに円滑で確実なものとするか」という課題については、システムの運用に携る学生の教育なども重要であるが、それとともに、学生ひとりあたりの作業負担を軽くすることも重要である。なぜなら、実際に担当する作業の内容が簡単なものであるなら、比較的多くの学生の協力を得られるためである。

そしてそれは、前項で述べた「自動スクリプトの作成によるシステム改良」により、かなりの程度まで実現したが、併せて、運営組織の人員の拡大による、一人当りの作業量の削減も試みられた。

具体的には、昨年度の活動で、法学部の学生の中に講義支援システムの知名度が高まったことを利用して、すでに DOR に所属する学生が、その友人に声をかけるなどのかたちで、新規スタッフの勧誘を行った。その結果、2006 年度は合計 18 名の学生スタッフが、何らかのかたちで作業を分担するようになった。それは、たとえば「活動場所の鍵の管理」のような単純なものから、自動スクリプトによるページの更新作業といった、若干の技能を要するものまで多種多様であったが、学生がそれぞれ、自分の割ける時間と労力とを勘案し、できる範囲で協力するという意味で、活動の円滑化に貢献したと思われる。

また運営組織に加わった学生たちは、自発的に懇親会などを企画、実施しており、それらを通じて相互の交流も深まり、組織内部の意思疎通も、従来以上に順調になされるようになった。

3) 著作権法第 35 条ガイドラインの導入

著作権をめぐる問題については、すでに法律改正の前後から、各方面で議論となっていたようである。そのため、日本雑誌協会や日本新聞協会など、権利者側の各種団体の代表が集まり、「教育機関において、著作物の複製がどのような条件で認められるか」について協議するための組織「著作権法第 35 条ガイドライン協議会」が設立されている。そして同協議会は 2004 年 4 月に「学

校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」を公表した。

このガイドラインの内容の適否については、さまざまな評価がありうるが、それについての議論は別に譲ることとし、われわれはさしあたり、このガイドラインに沿って、本システムに掲出する配布物などと、著作権の関係を検討することにした。

そして検討の結果、第三者の著作権を含む配布物を、学内サーバーに蓄積して配布することは、法的な問題を惹起する可能性が高いと判断し、そのような配布物データは、本システムでは取り扱わないこととした。そして、学期の始まりとともに、本システムに参加する各教員に、上記ガイドラインを配布して、注意の喚起をおこなった。

なお、上記の文書「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」は、学校教育に携る総ての関係者にとって、ひとつの指針として有益と思われるので、次ページよりその全文を転載する⁴⁾

4 改善策に対する評価

これらの改善策を講じた結果であるが、システム運営に関する学生にも、またシステムを利用する教員にも、概ね好評であった。

システムを利用する科目を履修した学生の反応であるが、学期末の授業評価アンケートなどを見るかぎり、肯定的なものが大半で、その継続を望む声が強かった。システムの運営に参加した学生にしても、昨年度より、一人当りの作業負担が減少したばかりでなく、作業そのものも簡略化され、特殊な技術も不要となった。またシステムに参加する学生の人数が増えたため、臨機に他の学生に作業を代ってもらうことも容易になり、精神的な負担も減少した。教員にとっても、作業がルーチン化されたことなどから、システムの利用は、昨年よりは容易になった。

以上から判断すれば、昨年度の経験をふまえて導入された改善策は、多くの

学校その他の教育機関における著作物の複製に関する 著作権法第 35 条ガイドライン

著作権法第 35 条ガイドライン協議会

作成の経緯と趣旨

平成 16 年 1 月 1 日施行の著作権法改正法によって、第 35 条（学校その他の教育機関における複製）による著作権の制限が拡大され、学習者による複製、遠隔地での授業への公衆送信等が著作権者等の許諾を得ずに行えるようになりました。

この法改正に関して審議を行っていた文化審議会著作権分科会法制問題小委員会を受け、平成 14 年 1 月から同年 9 月まで、権利者、利用者双方によって「著作物の教育目的の利用に関する検討」の場が設けられ協議が行われました。この結果を踏まえ、法制問題小委員会において法改正を行うべき点が平成 14 年 12 月に公表された「審議経過の概要」に盛り込まれました。この中で、「当事者間の協議においては、改正法施行までに、利用者側の協力を得つつ、権利者側で第 35 条但し書きにある「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するか否かのガイドラインを作成することとされている」と明記されました。

これに基づいて、権利者側の各団体では協力して、このガイドライン作成についての検討を行いました。その過程では、平成 14 年当時の当事者間協議における利用者側参加者からの意見等も参考にし、相当の部分については利用者側との間でも一定の合意に達しました。ただし、権利者・利用者の連名によって公表するには、なお協議を要する箇所もあるため、当面、権利者側として、法施行後の最初の新年度が開始する平成 16 年 4 月の前にガイドラインを公表することとしました。

権利者側としては、教育機関の各現場において当ガイドラインの趣旨を理解され、著作権法に照らして適切な著作物の利用が促進されることを強く希望するものであります。ただし、教育現場における著作物利用の重要性については、権利者も十分認識しているところです。今後は、適切かつ簡便な利用許諾ルールに基づいた利用が促進されることに向け、さまざまな教育機関が参加した協議の場で、検討が続けられることを期待するものです。

目 的

当ガイドラインは、著作権法第 35 条の改正によって追加された「授業を受ける者」による複製の範囲を明確にすることに加えて、「教育を担任する者」による複製の範囲も含めて明確にすることを目的としています。

著作権法や別の法律に定めのある場合、または別途契約を締結したり許諾を受けたりしている場合はこのガイドラインの限りではありません。

このガイドラインで許される範囲を超えて著作物を利用したい場合には、著作権者等の許諾を得てください。

著作権法第35条の適用される機関

事 項	条 件	内 容
学校その他の教育機関	組織的・継続的教育活動を営む教育機関であって、営利を目的としないもの	<p>○文部科学省が教育機関として定めるところ、及びこれに準ずるところ</p> <p>例：幼稚園，小中高校，中等教育学校，大学，短期大学，大学院，高等専門学校，盲学校，聾学校，養護学校，専修学校，看護学校などの各種学校，大学校，保育所</p> <p>○社会教育においては，上記教育機関と同等の年間教育計画を有するところ</p> <p>×営利目的の予備校，私塾，カルチャースクール，営利企業の社員研修など</p> <p>×学校開放などで教育機関以外の者が単に場所として学校を使用している場合</p>

同条第1項に関するガイドライン

事 項	条 件	内 容
教育を担任する者	授業を実際に行う人	○上記教育機関の「授業」を担任する教師，教授，講師等（教員免許等の資格の有無は問わない）
授業を受ける者	授業を実際に受ける人	<p>○「授業」を担任する者の指導の下にあることを要する（教育機関間での交流時の他校在校生，社会教育の授業を受ける者を含む）</p> <p>×研究授業・授業参観における参観者</p>
授業の過程における使用	「授業」は，学習指導要領，大学設置基準等で定義されるもの	<p>授業の過程にあたるかどうかは，左記条件に照らして授業を担任する者が責任を持って判断すること。</p> <p>○クラスでの授業，総合学習，特別教育活動である学校行事（運動会等），ゼミ，実験・実習・実技（遠隔授業を含む），出席や単位取得が必要なクラブ活動</p> <p>○部活動，林間学校，生徒指導，進路指導など学校の教育計画に基づいて行われる課外指導</p> <p>×以下の場合は，「授業」にはあたらない。</p> <p>×学校の教育計画に基づかない自主的な活動（例：サークル・同好会，研究会）</p> <p>×以下の場合は，「授業の過程」における使用に当たらない。</p> <p>×授業に関連しない参考資料の使用</p> <p>×校内 LAN サーバに蓄積すること</p> <p>×学級通信・学校便り等への掲載</p> <p>×教科研究会における使用</p> <p>×学校ホームページへの掲載</p>

事 項	条 件	内 容
必要と認められる限度	授業の対象となる必要部分	範囲は必要最小限の部分とする。
公表された著作物	著作者の許諾を得て公に提供・提示された著作物	×未公開の論文、作文、手紙、日記、美術、写真、音楽等の著作物
著作権者の利益を不当に害する	著作物の種類・用途、複製の部数・態様等を考慮	<p>以下の事例は、著作権者等の利益を不当に害すると考えられる。</p> <p>①著作物の種類と用途</p> <p>a 児童・生徒・学生が授業を受けるに際し、購入または借り受けて利用することを想定しているもの（記録媒体は問わない）を購入等に代えてコピーすること</p> <p>例 1-1 その教室で使用されていない検定教科書（教師用指導書を含む）</p> <p>例 1-2 参考書、問題集、ドリル、ワークブック、資料集、テストペーパー、白地図、教材として使われる楽譜</p> <p>例 1-3 高等教育（大学等）の教科書として利用される図書（参考書、演習書、問題集を含む）</p> <p>例 1-4 読者対象に、高等教育における学生を含む専門書籍・雑誌を、当該教科の高等教育で使用すること</p> <p>例 1-5 ライセンス契約範囲を越えたソフトウェアのインストール使用（雑誌・書籍等の付録 CD-ROM も含む）</p> <p>例 1-6 教材用の録音物・録音録画物（音楽用 CD、CD-ROM 等デジタル媒体の音声を伴う参考書、補助教材、教育機関での上映を目的として頒布されるビデオ）</p> <p>例 1-7 レンタル用として頒布されたビデオ、DVD</p> <p>b 本来の授業目的を超えた利用が行われる場合</p> <p>例 2-1 必要な期間を超えて教室内あるいは学校内の壁面等に掲示されることを目的とするもの</p> <p>例 2-2 放送番組等をライブラリー保存を目的として録音・録画すること</p> <p>②複製の部数と態様</p> <p>原則として、部数は通常の 1 クラスの人数と担任する者の和を限度とする（小中高校及びこれに準ずる学校教育機関以外の場合、1 クラスの人数は概ね 50 名程度を目安とする）。</p>

事 項	条 件	内 容
		<p>a 大部数の複製等，多数の学習者による使用 例 3-1 大学等の大教室での利用 例 3-2 複数の学級で利用することで結果的に大部数の複製となる場合（社会教育等で，同一の著作物を繰り返し利用する場合を含む） 例 3-3 通信教育の教材（第2項に該当するものを除く） 例 3-4 放送による授業の教材</p> <p>b 複製の様態が市販の商品と競合するような方法で行われる場合 例 4-1 複製して製本するなど市販の形態に類似すること 例 4-2 鑑賞用に美術，写真を複製すること</p> <p>c 継続的に複製が行われる場合 例 5-1 授業のために，同一の新聞・雑誌などのコラム，連載記事を継続的に複製すること 例 5-2 結果として大部分を複製する場合</p>
著作者人格権を侵害しないこと		<p>×著作者の意図に反する著作物の内容の改変・編集 ×著作物に記載された著作権表示の消去・改ざん</p>
出所明示	慣行ある場合	<p>著作物を複製する場合には，複製物にその著作物の出所を明示する。 授業を受ける者による複製は，授業を担当する者が出所明示の指導を行う。 出所明示の内容としては，以下の項目を明示することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍の場合：書名，作品名，著作者名，出版社名，発行年 ・雑誌・新聞の場合：掲載紙誌名，記事・論文名，著作者名，発行年月日 ・放送番組の場合：番組名，放送局名 ・音楽（CD）の場合：曲名，作詞・作曲者名，実演家名，レコード会社名 ・映画の場合：題名，製作者名，監督名，実演家名

第2項に関するガイドライン

事 項	条 件	内 容
「教育機関」「授業の過程」「公表された著作物」	第1項に準じる	

事 項	条 件	内 容
当該授業を直接受ける者	授業を担当する者と物理的に同じ場所で授業を受ける者	×教師が授業を行う場所に学生がいない場合
原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合	第1項で認められる利用であること	×主会場で提供・利用されていないものの送信
第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合	非営利・無料かつ実演家等に対し無報酬であること	「副会場」においても左記条件を満たしていること
当該授業が行われる場所以外の場所	上記の著作物の利用が行われている「主会場」に対応する「副会場」であること	×主会場がなく、遠隔地への送信のみによって行われる授業
授業を同時に受ける者		○授業のリアルタイムの中継 ×登録された学生でない者 ×授業をあらかじめ録画しておき後日配信すること ×オンデマンドで配信する授業における著作物・複製物の使用 ×授業終了後も利用できるように、著作物等をホームページ等に掲載すること
著作権者の利益を不当に害する	著作物の種類・用途、公衆送信の態様等を考慮	以下の事例は、著作権者等の利益を不当に害すると考えられる。 ①著作物の種類と用途 第1項に準じる ②公衆送信の態様 例6-1 授業を受ける者以外の者が閲覧できるように公衆送信すること 例) 複数のPCに送信できるようなサーバ等のコンピュータへのソフトウェアの蓄積 例6-2 送信された複製著作物を、受信側で二次的に複製すること 例6-3 大教室での授業に相当するような人数への送信を行うこと。 例) 学校のコンピュータと児童生徒の自宅のコンピュータがネットで結ばれている状態で、学校で使っているソフトウェアを自宅に送信して授業以外の目的で使うこと

事 項	条 件	内 容
※備考	右のような著作物の使用は、本条で認められる著作物の使用には該当しない。	<ul style="list-style-type: none"> • 学校のホームページにキャラクター、イラスト、新聞・雑誌記事などを掲載すること • 一つのソフトウェアを学校内のLANで共有すること • 校歌を学校のホームページで流すこと • 学校のホームページからパッケージソフトをダウンロードできるようにすること

以 上

著作権法第35条ガイドライン協議会

有限責任中間法人学術著作権協会	〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41 乃木坂ビル3F Tel. 03-3475-5618 Fax 03-3475-5619
社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会	〒112-0012 東京都文京区大塚5-40-18友成フォーサイトビル5F Tel. 03-5976-5175 Fax 03-5976-5177
社団法人日本映像ソフト協会	〒104-0045 東京都中央区築地2-12-10 Tel. 03-3542-4433 Fax 03-3542-2535
社団法人日本音楽著作権協会	〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12 Tel. 03-3481-2121 Fax 03-3481-2150
社団法人日本雑誌協会	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-7 Tel. 03-3291-0775 Fax 03-3293-6239
社団法人日本書籍出版協会	〒162-0828 東京都新宿区袋町6番地 Tel. 03-3268-1303 Fax 03-3268-1196
社団法人日本新聞協会	〒100-8543 東京都千代田区内幸町2-2-1 Tel. 03-3591-4402 Fax 03-3591-6149
社団法人日本文藝家協会	〒102-8559 東京都千代田区紀尾井町3-23 文藝春秋ビル新館 Tel. 03-3265-9657 Fax 03-5213-5672
社団法人日本レコード協会	〒107-0061 東京都港区北青山2-12-16 北青山吉川ビル11F Tel. 03-6406-0510 Fax 03-6406-0520

その他の主な関係団体連絡先

社団法人教科書協会	〒135-0015 東京都江東区千石1-9-28 Tel. 03-5606-9781 Fax 03-5606-3086
社団法人日本写真著作権協会	〒102-0082 東京都千代田区一番町25 Tel. 03-3265-7541 Fax 03-3265-7460
社団法人日本図書教材協会	〒162-0825 東京都新宿区神楽坂6-35 Tel. 03-3267-1041 Fax 03-3267-1047
日本放送協会	〒150-8001 東京都渋谷区神南2-2-1 Tel. 03-3465-1111 Fax 03-3481-1803
社団法人日本民間放送連盟	〒102-8577 東京都千代田区紀尾井町3-23 Tel. 03-5213-7711 Fax 03-5213-7703
社団法人日本複写権センター	〒107-0061 東京都港区北青山3-3-7 第一青山ビル3F Tel. 03-3401-2382 Fax 03-3268-2386

参 考

著作権法関連条文

(学校その他の教育機関における複製等)

第35条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第38条第1項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合には、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(営利を目的としない上演等)

第38条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。（2項以下略）

(出所の明示)

第48条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。（1号、2号略）

三 第32条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合又は第35条、第36条第1項、第38条第1項、第41条若しくは第46条の規定により著作物を利用する場合において、その出所を明示する慣行があるとき。

2 前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

3 第43条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前2項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。

点で成功したといえる。

5 総 括

以上の結果から判断すれば、今回の実験プロジェクトは、概ね成功したといえよう。システムにアクセスした学生からの評価も高く、また、当初はさまざまなトラブルに見舞われたものの、システム自体の運用も、徐々に軌道に乗せることができた。本来の「講義の支援」という意味でも、一定の効果を挙げることができたと考えられるし、また教育の現場に、コンピュータとインターネットをどのような形で活用できるかという、最初の課題に関しても、ひとつの解答を提示できたように思われる。

しかしながら、このような形で運用される講義支援システムには、じつは大きな危険性も伏在していた。幸いなことに、今回それらが顕在化することにはなかったものの、もし今後、類似の企画を立てるのであれば、明確に留意すべきポイントと思われるので、あえて最後に付け加えることにしたい。

一つ目は、個人情報の保護の問題である。本システムは、科目ページの更新作業などを学生が担当するため、そこから、講義を履修する他の学生の成績などが漏洩する可能性が、絶無ではない。もちろん、システムを利用する教員が、その点を自覚したうえで厳重な情報管理をおこなえば、その可能性は大きく低下するものの、ケアレス・ミスによる情報漏洩のリスクは、常に存在している⁵⁾。

二つ目の問題は、セキュリティに関わるものである。具体的には、システム運用に従事する学生が、本システムを通じてコンピュータ・ウィルスなどをバラ撒いたり、またシステムに細工をすることで、そこにアクセスしてきた学生の個人情報を、密かに蒐集したりする危険性があることである。システムの運用を担当する学生は、科目ページそのものを改変することができる。したがって、そのような行為を働くことは、技術的にも、さほど難しいことではない。これを事前に察知し、防止することはきわめて困難で、しかもひとたび起きて

しまえば、その被害は甚大である。

三つ目は、「学生の更新作業にミスがあったとき、誰が責任をとるのか」という問題である。これについては判りやすいように、具体的な例で説明する。

あるとき、ひとりの教員が、自分が担当する科目において「今回はミニテストを実施する」という告知を、本システムに掲出しようとしたとする。そこで、ページを管理する学生に、その旨を掲示するよう指示したところ、指示を受けた学生が、何らかの理由で、その作業を怠ってしまった。しかし教員は、学生に周知がなされているものと信じ、テストを用意して講義に赴いたところ、(当然ながら)学生は誰も、その指示を知らず、準備もしてこなかった。さて、こうなると、教員はその日の講義予定が大きく狂うことになり、学生も大きな迷惑を蒙ることになる。しかし、かかる事故が起きたとしても、最初に教員から指示を受けた学生には、現実問題として、責任を取らせようがない。そしてこのような事故は、いつでも起りうるものであり、その場合、教員も学生も講義支援システムによって、却って足を引張られることになりかねないのである。

以上のようなトラブルは、今回の実験期間中には起きなかったものの、論理的には、いつでも容易に起り得るものである。しかも、それが一旦発生すれば、システムのみならず、ときには学部や大学全体の信頼性を揺がすことにもなりかねない。

そして、これらの問題を解決するには、システムの根幹であるところの「学生がシステムを運用する」という部分に、手をつけざるを得ないと考えられる。つまり本システムの運用に際しては、学生の関与を一切認めず、すべてを、その科目を担当する教員が、自らの責任において運用する以外に、方法はないものと考えられる。作業のルーチン化が進んだことにより、講義支援システムの更新作業は、パソコンに関する特別な知識を有さない教員自身の手によっても可能なものとなっている。それゆえ、本システムの運用では、学生の関与を一切認めず、すべてを、その科目を担当する教員が、自らの責任において運用することで対処できるものとする。

付論 「法学エクササイズ」実践の試み

われわれは、2006年度の前期科目として「法学エクササイズ」を開講した。これは倉澤のほか2名の教員によるオムニバス形式の講義で、技術面での支援は、伊藤が担当した。

本講義の最大の特徴は、講義の進行に際して、(株)TKCの「ロー・ライブラリー・システム」と「法学検定試験データベース」を利用したことである。「ロー・ライブラリー・システム」は、全国の法科大学院において、学生の自学自習を支援するために設計されたもので、学部のレベルでこれを導入したのは、全国でも松山大学が初めてであった。また「法学検定試験データベース」は、日弁連法務研究財団と商事法務研究会が主催する「法学検定試験」の過去の試験問題を、オンライン上でデータベース化したものである。法学検定試験のうち、2級で出題される問題は、法科大学院の入学選考にも利用されるほど水準が高いが、3級と4級に関しては、学部レベルの学生でも、十分に対応可能である。

そこで今回、われわれは「法学エクササイズ」において、この法学検定試験データベースを活用して、インターネットを利用した問題演習と、その解説を中心とする講義を、組み立てることにした。

講義の実施方法として、まず、事前に教員の側から、TKCのサイト上に、「予習問題」として、いくつかの問題を掲出しておく。この科目を履修する学生は、講義の前日までに、TKCのサイトに接続し、この問題を解いておくことが義務づけられる。学生は、ひとりひとりが独自のIDを持つため、教員は「どの学生が、いつその問題を解答したか。また正答率はどの程度であったか」といった情報を予め得ることができる。教員は、この情報に基づき、正答率の低い問題をピックアップし、講義時にどのテーマを集中的に解説する必要があるかを考えながら、講義の準備に臨むことができる。

講義の当日は、出席する総ての学生がパソコンを持参し、ネットに接続した

状態で、教員の解説を聴く。また教室の前方にスクリーンを用意し、教員はパソコンの画面を表示して、解説を加えてゆく。このような形をとることで、学生は問題について予習をしたうえで講義に臨むこととなる。講義における解説も、学生の正答率の低い問題に、より重点を置いて進めることができる。さらに、解説を加えた後に、同じテーマを扱う問題を実際に解答させることで、そのテーマの理解度を試すことも可能となる。このような講義の実施により、既存の方法よりも、学習効果が高まることが期待された。

さて、実際にこの科目を開講したところ、履修登録をした学生の人数は23名であった。そして実際の講義では、教室に用意されたLANシステムに、うまく接続できない学生が出てくるなどの問題が生じた。さらに、TKCの構築したシステムは、問題に対する正解・不正解の情報を教員に提供するが、どの選択肢を選択したために不正解となったかの情報を提供するものではなかった。講義を担当する教員からすれば、どの選択肢を多く選択しているかを知ること、設問のどこに学生が引っかかっているのかを判別できるため、予め入手しておきたい情報である。そのため、「システムとして、まだまだ練られていない」との感想が、教員から聞かれた。

これらの問題のうち、「ネットにアクセスできない学生がしばしば出てくる」という問題については、そのつど、情報教育課の職員などがサポートに入ることに対応は可能である。しかしこれは、20名内外の講義であれば、さほど問題にはならないが、たとえば200人規模のクラスとなると、場合によっては多数の学生からクレームが生じ、その結果として講義の進行にも支障が生じかねない。理由もよく判らないまま、パソコンがネットにつながらず、その結果、その日の講義についてゆけない学生が出る、といった事態が予想されるとともに、このような事態が継続的に発生してしまうと、講義自体に興味を失ってしまうことが予想される。したがって、この種の試みには、事前の点検と、TAなどの技術スタッフの手配が不可欠と思われる。

さらに、実際に講義を行ってみた感想としては、学生に予習させること、そ

の結果を教員が把握して講義に臨むことにおいては、このシステムは有効であったと思えるが、講義時に、ノートパソコンを持参させて、LANに接続させておくことの必要性においては、あまり有効であったとは思えなかった。講義中、学生は、ノートパソコンの画面と、教室前方のモニター、さらに教員からの配布物、板書を行った場合には黒板の情報と、視点を複数に向けなければならず、教員の意図したときに、意図した情報が伝わらないことがしばしば生じた。この対処方法として、予習させる問題と同じ問題を印刷したものを配布し、インターネットで問題を解く際に、印刷物に自分の選択した選択肢をわかるようにさせるとともに、メモ、記述などしておくように指示しておく。次の講義時にこの印刷物を持参させることで解決することができる。これにより、講義時にインターネットに接続できないといった問題を回避することができるに加え、学生の視点を印刷物、板書と限定して講義を実施することが可能になる。

またTKCのシステム上の問題については、たとえば本学が導入している「ウェブクラス (WebClass) システム」により、解決することがほぼ可能であることが、その後の調査により判明している。しかし、ウェブクラスを講義に活用するためには、教員の側の準備の手間も、それなりに必要となるため、これを実際の講義に取り入れるためには、教員の側にも、それだけの覚悟と余裕が必要となろう。

註

- 1) 伊藤信哉・倉澤生雄・渡辺幹典「講義支援システムの構築と導入」『松山大学論集』第20巻1号(2008年4月)。
- 2) 同上。
- 3) そもそも、本システムのような、ある意味、日常的な教育活動の根幹に触れるようなシステムが、学生のボランティア組織に依存するような状態が、はたして好ましいかどうかといった点も、別に検討する必要があるかもしれない。
- 4) ガイドラインの全文は、日本書籍出版協会のサイトからも入手できる<<http://www.jbpa.or.jp/35-guideline.htm>>。なお本稿に転載するにあたって、原文書のレイアウトを適宜変更し

たが、内容については一切省略していない。

- 5) もっとも有り得そうな可能性としては、USB メモリなどで学生に更新用のデータを渡すとき、うっかり成績表なども一緒に入れてしまう、といったミスである。もちろん、教員が十分に気をつけていれば防げるものではあるが、毎日何らかのかたちで、学生にデータを渡す習慣になっていれば、そのような事故がおきる可能性は十分にある。

※本稿は伊藤が作成した草稿をもとに、倉澤と渡辺が加筆・修正して完成させたものである。